

医学部試験及び成績評価に関する規程

平成 28 年 10 月 11 日制定

平成 30 年 1 月 9 日改正

(総則)

第 1 条 医学部開講科目における試験及び成績評価に関し、当該規程を定める。

2 試験実施に係る受験者の遵守事項及びその他関連事項については、別に定める医学部試験細則（以下「細則」という。）による。

3 一般教育部開講科目については、一般教育部試験細則を適用する。

(試験の種類)

第 2 条 単位を認定するための試験の種類は、原則として、以下のとおりとする。

(1) 定期試験及びブロック試験（以下「本試験」という。）

(2) 追試験

(3) 再試験

(本試験)

第 3 条 本試験の実施時期は、原則として各学期末とし、医学部暦に定める試験期間内又は最終授業内で実施する。ただし、ブロック試験については、各学期の途中に実施する。

2 通年科目については、原則として、前期末に中間試験を実施する。

3 本試験を欠席した場合は、第 5 条又は第 6 条のいずれかで取り扱う。

(受験資格)

第 4 条 医学部開講科目について、その年間授業数の 3 分の 1 以上欠席した者には、当該科目の受験資格を与えない。試験が実施されない科目については、当該科目を不合格とする。ただし、実習科目等において、受験資格及び成績評価に係る事項がシラバスに記載されている場合は、原則として、当該記載内容を適用する。

2 前項に関し、欠席数超過後の欠席理由が正当な事由の場合は、当該科目の受験資格等について配慮することがある。

3 第 1 項に関し、ブロック試験科目に限り、本試験までの期間が短いことから、3 分の 1 以上欠席した場合でも、当該科目の本試験の受験を許可するが、後日、欠席数超過後の欠席理由が正当な事由ではないと判断された場合は、当該試験の答案を無効とする。

4 受験資格等に係る正当な事由については、別に定める細則による。

(追試験)

第 5 条 病気その他やむを得ない事由により本試験を受けることができなかった者については、追試験を実施する。

- 2 追試験は、原則として、年度末に実施する。
- 3 第1項により、追試験を願い出る者は、試験日の翌日から10日以内に所定の手続きをしなければならない。
- 4 追試験を願い出る者は、試験欠席届、病気による場合は療養期間が記載された親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）以外の医師の診断書（その他の事由による場合、それを証明する詳細な理由書）及び追試験受験願を医学部事務室教務課に提出しなければならない。追試験受験願の事由が正当であり、受験資格があると認められた者に限り、医学部長が受験を許可する。
- 5 第3項に定める期間に願い出ない者、及び正当な事由と認められない者については、再試験対象者として取扱う。
- 6 追試験の受験が許可された者は、別に定める所定の期間内に手続きをしなければならない。
- 7 追試験受験資格に係る正当な事由については、別に定める細則による。

（再試験）

第6条 本試験の成績が合格点に達しなかった科目を有する者、及び本試験を欠席し、追試験受験資格が無い者に対し、再試験を実施する。ただし、実施しない科目もある。

- 2 再試験は、原則として、年度末に実施する。
- 3 第1項により、再試験を受験する者は、別に定める所定の期間内に手続きをしなければならない。

（再受験）

第7条 追試験及び再試験を欠席した者に対する試験は、原則として、行わない。ただし、正当な事由により欠席したと認められる場合は、年度内に1回試験（以下「再受験」という。）を実施する場合がある。

- 2 再受験を願い出る者は、欠席後速やかに試験欠席届、それを証明する証明書及び再受験願を医学部事務室教務課に提出しなければならない。
- 3 再受験を受験しなかった場合は、当該科目を不合格とする。
- 4 成績評価については、第8条第5項又は第6項を適用する。
- 5 受験料は徴収しない。
- 6 再受験に係る正当な事由は、別に定める細則による。

（成績評価）

第8条 各科目の成績評価については、シラバス記載の評価基準に基づき行う。

- 2 各科目の評価は、100点満点とし、100～80点を優、79～70点を良、69～60点を可、59点以下を不可として評価し、可以上をもって合格とする。
- 3 中間試験を実施した科目については、その成績を加味して総合的に評価する。
- 4 本試験の成績は、第2項を適用する。

5 追試験の成績は、80 点以上をすべて 79 点とし、60 点以上を合格とする。

6 再試験の成績は、70 点以上をすべて 69 点とし、60 点以上を合格とする。

(合格発表)

第 9 条 本試験においては、各学年、試験期間終了後、科目ごとに随時合格者の学籍番号を掲示により発表する。ただし、各学期途中に実施するブロック試験については、各学期途中に発表する。

2 追・再試験においては、進級発表、卒業発表時に合格者の学籍番号を掲示にて発表する。

(成績通知)

第 10 条 成績通知書は、前期末及び後期末の 2 回、保証人宛通知する。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、医学部教育委員会及び医学部教授会の議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

2 この規程の施行により、医学部試験内規は廃止する。

[第 1086 回医学部教授会承認 (H28.10.11)]

3 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

[第 1119 回医学部教授会承認 (H30.1.9)]